

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和 8 年 6 月
物流・自動車局
審査・リコール課

1. 改正の背景

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 197 回会合において、「水素を燃料とする自動車に係る協定規則（第 134 号）」等の改訂が採択されたこと及び「側面保護装置に係る協定規則（第 73 号）」の採用に伴い、巻込み防止装置として側面保護装置を備える場合は協定規則第 73 号の要件を適用することになり、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の改正が行われた。

また、令和 7 年 3 月より実施している申請書類の削減などの認証に係る手続の簡素化及び合理化の検討及び見直しについて、引き続きの検討を行った。

これらを踏まえ、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号。以下、「装置型式指定実施要領」という。）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1252 号。以下、「自動車型式認証実施要領」という。）
- ・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 534 号。以下「共通構造部型式指定実施要領」という。）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号。以下、「多仕様自動車型式指定実施要領」という。）
- ・「共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 31 年 3 月 29 日付国自審第 2109 号。以下、「共通構造部（協定規則第 0 号）型式指定実施要領」という。）
- ・「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1255 号。以下、「輸入自動車特別取扱」という。）
- ・自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和 2 年 8 月 5 日自審第 738 号。以下、「特定改造等の許可実施要領」という。）
- ・自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）（令和 2 年 8 月 5 日国自審第 737 号。以下、「特定改造等の許可に基づく大臣が定めるもの」という。）
- ・道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）（令和 8 年 2 月 16 日付国自基第 186 号、国自審第 2560 号。以下、「保安基準第 58 条

の3の規定による自動車の認定要領」という。)

2. 改正の概要

(1) 「装置型式指定実施要領」の一部改正

- ① 以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行う。
 - ・「後写鏡等に係る協定規則（第 46 号）」
 - ・「水素を燃料とする自動車に係る協定規則（第 134 号）」
 - ・「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」
- ② 「側面保護装置に係る協定規則（第 73 号）」の採用及び「信号灯火に係る協定規則（第 148 号）」の補足改訂により車両後退表示投影装置が追加されたことに伴い、装置型式指定基準にこれらを追加する。

(2) 「自動車型式認証実施要領」の一部改正

- ① 型式指定自動車の申請において、検査主任技術者の氏名及び経歴欄について、指定製作者等が申請する場合にあっては、職歴に代えて現在の役職を記載できることとした。
- ② 前回改正時の誤記修正など所要の改正を行う。

(3) 「共通構造部型式指定実施要領」の一部改正

- ① 別記様式について、側面保護装置及び車両後退表示投影装置を追加した。

(4) 「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正

- ① 別記様式について、側面保護装置及び車両後退表示投影装置を追加した。

(5) 共通構造部（協定規則第 0 号）型式指定実施要領

- ① 協定規則第 0 号の改訂に伴い、別記様式の特定共通構造部の範囲に記載されている以下の協定規則番号の改正を行う。
 - ・「電磁両立性に関する統一規定に係る協定規則（第 10 号）」
 - ・「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」
 - ・「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」
 - ・「燃料タンクに係る協定規則（第 34 号）」
 - ・「運転者の前方視界に係る協定規則（第 125 号）」
 - ・「歩行者保護装置に係る協定規則（第 127 号）」
 - ・「幼児用拘束装置に係る協定規則（第 129 号）」
 - ・「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」

(6) 「輸入自動車特別取扱」の一部改正

- ① 巻き込み防止装置として「側面保護装置に係る協定規則（第 73 号）」に該当する指定装置等を備えた自動車にあっては、寸法の記載を省略できることとする。

(7) 「特定改造等の許可実施要領」の一部改正

- ① 「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」の改訂により、協定に基づく認可を受けたことを証する書面に記載されたプログラム等の識別番号の管理が必要となることを踏まえ、プログラム等の識別番号ごとに特定改造等の許可の申請を行う場合にあっては、申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車は道路運送車両の保安基準の規定に適合することを証する書面の提出を省略することができることとする。

(8) 「特定改造等の許可に基づく大臣が定めるもの」の一部改正

- ① 「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」の改訂により、協定に基づく認可を受けたことを証する書面に記載されたプログラム等の識別番号の管理が必要となることを踏まえ、プログラム等の識別番号ごとに特定改造等の許可の申請をできることとする。

(9) 「保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領」の一部改正

- ① 誤記修正など所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和 8 年 6 月 4 日（木）

施行：令和 8 年 6 月 4 日（木）